

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年5月20日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	北秋田市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kitaakita.akita.jp/shigoto/shiminseikatsu_shimin/kokuhonenkin/dokujiriyoujimu.html">http://www.city.kitaakita.akita.jp/shigoto/shiminseikatsu_shimin/kokuhonenkin/dokujiriyoujimu.html</a>

執行機関名 北秋田市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	北秋田市福祉医療費支給要綱に基づく福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親家庭の児童)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第1 第2項の項 北秋田市福祉医療費支給要綱(平成17年3月22日告示第4号)に基づく福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第1条	北秋田市福祉医療費支給要綱(平成17年3月22日告示第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	この要綱は、北秋田市に居住地を有する乳幼児及び小中学生、高校生等、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者の心身の健康の保持と生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給について、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		北秋田市福祉医療費支給要綱(平成17年3月22日告示第4号)